

慶弔見舞金規程

(総 則)

第1条 この規定は、本会の慶弔に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の慶弔)

第2条 本会は、会員の慶弔等に際し、次の各号の給付を行う。

(1) 結婚

祝い金 10,000 円及び祝電とする。ただし、祝電については事前に連絡を要する。

(2) 死亡

弔慰金、献花及び弔電等 30,000 円程度とする

(3) 配偶者及び子の死亡

弔電とする

- 2 会員以外については、その適用を会長が必要と認めた場合は、給付を行うことができる。会長は、その事由を理事会に報告する。

(見舞金)

第3条 会員に次の事由が発生した時は、見舞金を支給する。

- (1) 会員が、負傷または疾病により 2 週間以上の入院加療を要した時は、10,000 円を給付する。

(申 請)

第4条 会員は次の事由が発生した場合は、給付申請書（第 2 号様式）を提出する。

- (1) 本規定第 2 条第 1 号において、本人または代理人は、結婚式または入籍日を記入した給付申請書（第 2 号様式）と証明書を直ちに事務局に提出する。受領した事務局は、速やかに申請書と証明書を福利厚生部長に提出する。

- (2) 本規定第 3 条において、本人または代理人は、給付申請書（第 2 号様式）と証明書を直ちに事務局に提出する。受領した事務局は、速やかに申請書と証明書を福利厚生部長に提出する

- (3) 福利厚生部長は速やかに支給の手配を行う。

(支 給)

第5条 会長は福利厚生部より給付手配準備完了の申し出があった場合、内容を審査のうえ給付金を支給する。

- (1) 会長が必要と認めた場合には所属する支部長及び福利厚生部長が給付金の支給代行を行うことができる。

(失 効)

第6条 給付を受ける事由が発生して 6 カ月以上申請がないものには支給しないものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもの以外の事由が発生した場合は、必要事項は理事会において決定することができる。